

三浦市まちづくり条例施行規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
 - 第 2 章 条例に基づく届出、申請等の方法（第 7 条）
 - 第 3 章 市民によるまちづくり協議会及びまちづくり計画（第 8 条－第 12 条）
 - 第 4 章 単体型施設整備計画及び一体整備型まちづくり計画（第 13 条）
 - 第 5 章 開発事業の手続（第 14 条－第 21 条）
 - 第 6 章 特定開発事業に係る基準
 - 第 1 節 建築物の敷地に関する基準（第 22 条）
 - 第 2 節 生活環境の整備に関する基準（第 23 条－第 29 条）
 - 第 3 節 廃棄物の処理及び減量化に関する基準（第 30 条・第 31 条）
 - 第 4 節 環境の保全等に関する基準（第 32 条－第 36 条）
 - 第 5 節 公有財産等に関する基準（第 37 条）
 - 第 6 節 文化財の保護に関する基準（第 38 条）
 - 第 7 節 消防、防災、防犯及び交通安全に関する基準（第 39 条－第 43 条）
 - 第 8 節 その他の公共施設等の整備に関する基準（第 44 条－第 50 条）
 - 第 9 節 汚水処理その他排水処理に関する基準（第 51 条－第 55 条）
 - 第 7 章 開発事業に係る紛争調整（第 56 条－第 64 条）
 - 第 8 章 優良開発事業計画（第 65 条・第 66 条）
 - 第 9 章 三浦市開発事業紛争調整委員会（第 67 条・第 68 条）
 - 第 10 章 雑則（第 69 条－第 72 条）
- 附則
- 第 1 章 総則
- （趣旨）

第1条 この規則は、三浦市まちづくり条例（平成20年三浦市条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（その他の開発事業）

第2条 条例第2条第1項第1号により規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場、資機材置場、ゴルフコース及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第2項各号に掲げる工作物の建設
- (2) 1,000平方メートル以上の区域にわたって行う切土若しくは盛土又はそれらを伴う行為で、当該切土により生じる最大の高低差が2メートルを超え、又は盛土により生じる最大の高低差が1メートルを超えるもの（国、神奈川県若しくは三浦市が行うもの又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業その他のほ場整備に係るものを除く。）

（特定開発事業）

第3条 条例第2条第1項第3号により規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 開発行為のうち開発区域の面積が500平方メートル以上のもの
- (2) 建築のうち建築物が次のいずれかに該当するもの
 - ア 高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。）が12メートルを超える建築物（以下「中高層建築物」という。）
 - イ 延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号本文に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が700平方メートルを超える建築物
 - ウ 計画戸数が12戸以上の住宅
- (3) 開発行為又は建築以外の開発事業については、開発事業区域

の面積が 1, 000 平方メートル以上のもの

(大規模開発事業)

第 4 条 条例第 2 条第 1 項第 4 号により規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 開発事業区域の面積が 5, 000 平方メートル以上のもの

(2) 建築のうち建築物が次のいずれかに該当するもの

ア 高さが 20 メートルを超える建築物

イ 延べ面積が 3, 000 平方メートルを超える建築物

ウ 計画戸数が 50 戸以上の住宅

(開発事業区域の近隣の範囲)

第 5 条 条例第 2 条第 1 項第 8 号により規則で定める開発事業区域の近隣は、次に掲げる区域のいずれかに該当する区域をいう。

(1) 開発事業区域の境界線から水平距離で 15 メートルの範囲内の区域

(2) 開発事業により建築される中高層建築物により、基準緯度（北緯 35 度 30 分をいう。以下同じ。）における冬至日の真太陽時の午前 9 時から午後 3 時までにおいて日影になる区域

(開発事業区域の周辺の範囲)

第 6 条 条例第 2 条第 1 項第 9 号により規則で定める開発事業区域の周辺は、次に掲げる区域のいずれかに該当する区域をいう。

(1) 開発事業区域の境界線から水平距離で 30 メートルの範囲内の区域

(2) 開発事業により建築される中高層建築物により、基準緯度における冬至日の真太陽時の午前 9 時から午後 3 時までにおいて日影になる区域

第 2 章 条例に基づく届出、申請等の方法

第 7 条 条例に基づき行う届出、申請等に関し用いる様式その他届出、申請等の方法については、第 14 条第 3 項、第 16 条、第 58 条第 2 項、第 61 条第 2 項、第 63 条第 2 項及び別表第 2 に定めるもののほか、別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 に定めるところ

ろによる。

第 3 章 市民によるまちづくり協議会及びまちづくり計画
(地区まちづくり協議会の登録通知及び公告)

第 8 条 市長は、条例第 6 条第 3 項により地区まちづくり協議会の登録を行ったときは、地区まちづくり協議会登録通知書(第 1 号様式)により、当該協議会に通知するものとする。

2 条例第 6 条第 4 項により市長が公告すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 団体の名称及び所在地
- (2) 登録年月日
- (3) 地区まちづくり区域
- (4) その他市長が必要と認める事項

(地区まちづくり計画の認定通知及び公告)

第 9 条 市長は、条例第 7 条第 3 項により地区まちづくり計画の認定を行ったときは、地区まちづくり計画認定通知書(第 2 号様式)により、当該地区まちづくり協議会に通知するものとする。

2 条例第 7 条第 4 項により市長が公告すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 計画の名称
- (3) 計画の内容
- (4) 認定年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(テーマ型まちづくり協議会の登録通知及び公告)

第 10 条 市長は、条例第 8 条第 3 項によりテーマ型まちづくり協議会の登録を行ったときは、テーマ型まちづくり協議会登録通知書(第 3 号様式)により、当該協議会に通知するものとする。

2 条例第 8 条第 4 項により市長が公告すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 団体の名称及び所在地

- (2) 登録年月日
- (3) 団体の掲げるまちづくりのテーマ
- (4) その他市長が必要と認める事項

(テーマ型まちづくり計画の認定通知及び公告)

第11条 市長は、条例第9条第3項によりテーマ型まちづくり計画の認定を行ったときは、テーマ型まちづくり計画認定通知書(第4号様式)により、当該テーマ型まちづくり協議会に通知するものとする。

2 条例第9条第4項により市長が公告すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 計画の名称
- (3) 計画の内容
- (4) 認定年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会に対する支援)

第12条 条例第11条による地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会への支援は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該協議会の行う会議、主宰する会合等(当該協議会の目的に沿った内容のものに限る。)の場所の提供
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) まちづくりに関する専門的知見を有する者又は市職員の派遣
- (4) その他市長が必要と認める事項

第4章 単体型施設整備計画及び一体整備型まちづくり計画

第13条 条例第12条第2項及び第13条第2項により市長が公告すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画の名称
- (2) 計画区域その他の計画の概要

(3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第3項及び第13条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとし、市民を対象としたワークショップの開催等広く市民の意見の反映を図ることができる方法により行うものとする。

(1) 市民に対する当該計画に係る情報の提供

(2) 市民の意向調査

(3) 市民との意見交換

(4) その他市長が必要と認める措置

第5章 開発事業の手続

(事前協議の対象事項、方法及び報告)

第14条 条例第19条第1項により市長と事業者が行う協議は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第14条による開発事業の内容に関する協議

(2) 条例第30条第2項により事業者が講ずる措置に関する協議

(3) 条例第39条及び第6章の規定による開発事業の内容に関する協議

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の各施策に関する協議

2 前項による協議は、市長の指示する部課等と行うほか、必要に応じ、市長の指示する市の機関又は当該機関の部課等と行うものとする。

3 前項により市長の指示する部課等又は市長の指示する機関等との協議が終了した場合は、当該協議の結果について、協議を行った部課等又は機関等に報告して確認を受けるとともに、市長に報告しなければならない。

4 前項における書類の提出方法等については、別表第2に定めるところによる。

(公聴会の開催の公告)

第15条 市長は、条例第22条第3項により公聴会を開催する場合は、当該開催の日の前21日以内に、次に掲げる事項を公告す

るものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 開発事業の名称及び開発事業区域の位置
- (3) 周辺住民等又は事業者による意見陳述の申出の期限
- (4) その他市長が必要と認める事項
(公聴会における意見陳述の申出)

第16条 周辺住民等又は事業者は、公聴会において意見を陳述しようとするときは、別表第2に定めるところにより市長に申し出なければならない。

(公述人の選定等)

第17条 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定により申出のあった者のうちから、公聴会において意見を述べることができるもの(以下「公述人」という。)をあらかじめ選任するものとする。

2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、公述人が意見を述べる時間をあらかじめ定めることができる。

3 市長は、前2項により公述人又は公述人が意見を述べる時間を定めた場合には、当該公述人に対し、公聴会の開催前にその旨を通知しなければならない。

4 市長は、公聴会の運営上必要があるときは、公聴会への参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。この場合において、参考人となる者については、当該開発事業に係る周辺住民等又は事業者であるか否かを問わないものとする。

(公聴会の議長及び進行管理)

第18条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

2 議長は、公述人があらかじめ定めた時間を超えて意見を述べたとき又は当該開発事業と無関係な発言、不規則な発言若しくは不穏当な発言があったときは、公述人の発言を禁止し、又は公述人に退場を命ずることができる。

3 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために

必要があるときは、傍聴人の入場を制限し、又は傍聴人に退場を命ずることができる。

4 議長は、公述内容を明らかにするために、公述人に対して質疑することができる。

5 前3項に定めるもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置を執ることができる。

(開発事業計画の確認通知)

第19条 条例26条の規則で定める書類は、開発事業計画確認通知書(第5号様式)とする。

(特定開発事業の内容の軽微な変更及び口頭による変更の届出)

第20条 条例第32条第1項ただし書及び第2項ただし書により規則で定める特定開発事業の軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 開発事業区域の近隣又は周辺の範囲に変更を生じないもの

(2) 次に掲げる事項の変更で、当該変更に当たり、条例第16条から第27条までの規定の例により手続を行う必要がないと市長が認めるもの

ア 開発事業区域の位置又は規模

イ 建築物、工作物、構造物その他物件の位置、規模又は構造

ウ 敷地の位置、規模又は形状

エ 開発事業に係る工事の施工方法

オ 前各号に掲げるもののほか、条例第25条により締結された協定事項

2 条例第32条第1項ただし書に規定する特定開発事業の内容の変更に係る同条第3項による届出は、口頭で行うことができるものとする。

(工事完了検査済みの通知)

第21条 条例第34条第3項の規則で定める書類は、工事完了検査済通知書(第6号様式)とする。

第6章 特定開発事業に係る基準

第 1 節 建築物の敷地に関する基準

(敷地の細分化の禁止)

第 2 2 条 事業者は、開発事業の完了後において、当該開発事業により造成された建築物の敷地について、条例第 4 0 条に規定する建築物の敷地面積の最低限度に違反する細分化を行ってはならない。

2 事業者は、前項の敷地を譲渡する場合は、当該譲渡後において同項に違反する細分化が行われなければならない。

第 2 節 生活環境の整備に関する基準

(駐車場等の整備)

第 2 3 条 事業者は、別表第 5 の規定に従って、駐車スペース、駐車場その他の駐車のための施設（以下「駐車場等」という。）を整備し、又は確保しなければならない。

(集会施設の整備)

第 2 4 条 事業者は、別表第 6 の規定に従って、集会所その他の集会施設（以下単に「集会施設」という。）を整備しなければならない。

2 事業者は、集会施設について、第 4 8 条第 1 項による協議に基づく特別な定めのない限り、事業者又は当該施設の利用者において適切に維持管理されるようにしなければならない。

(ごみ集積施設の整備等)

第 2 5 条 事業者は、別表第 7 の規定に従って、ごみ集積施設を整備し、又は確保しなければならない。

2 事業者は、前項のごみ集積施設について、第 4 8 条第 1 項による協議に基づく特別な定めのない限り、事業者又は当該施設の利用者において適切に維持管理されるようにしなければならない。

(供給施設の整備)

第 2 6 条 事業者は、開発事業区域内に整備される電気、ガスその他の供給施設については、安全で快適な生活環境に資するものとなるよう、その整備に努めなければならない。

(水道事業との協議等)

第27条 事業者は、開発事業に関し整備する上水道施設について、三浦市水道事業と協議の上、三浦市水道事業給水条例（昭和34年三浦市条例第12号）その他同事業が定める規定に従って、必要となる手続等を行わなければならない。

(障害者、高齢者等のための施設整備等)

第28条 事業者は、開発事業の施行に当たっては、誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、市又は神奈川県の実策に従って、障害者、高齢者等の安全で快適な生活に資するための施設整備等に努めなければならない。

(住居表示の実施費用の負担)

第29条 事業者は、開発事業に関し開発事業区域内の住居表示の実施を要する場合は、当該実施に係る費用を負担しなければならない。

第3節 廃棄物の処理及び減量化に関する基準

(開発事業の施行に伴う廃棄物の適正処理)

第30条 事業者は、開発事業の施行に伴い排出される廃棄物について、法令に基づき適正に処理しなければならない。

(廃棄物の減量化)

第31条 事業者は、開発事業により築造される住宅、施設等から排出される廃棄物について、その減量化に努めるとともに、当該住宅、施設等の利用者においても、同様に減量化が図られるようにしなければならない。

第4節 環境の保全等に関する基準

(生活環境の保全のための措置)

第32条 事業者は、開発事業に関し、周囲の日照、通風を害さないよう努めるとともに、風害、電波障害、生活用水源の汚染その他の事由により周囲の生活環境への悪影響が生じないようにしなければならない。

2 事業者は、開発事業に関し、周囲の生活環境に与える影響等に

ついてあらかじめ十分な調査を行うよう努めなければならない。
この場合において、事業者は、市長が必要と認めるときは、当該調査結果について市長に報告しなければならない。

- 3 事業者は、開発事業に関し、悪臭、振動、騒音等により周囲の生活環境に影響を与えるおそれのある施設を設置する場合には、緩衝緑地の設置に努めなければならない。

(営農環境の保全)

第 3 3 条 事業者は、開発事業に関し、かんがい水源の枯渇又は汚染、開発事業区域の排水の農地への流入その他の事由により、周囲の農地における営農に支障が生ずることのないよう、あらかじめ調査等を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(既存の名称等に関する配慮)

第 3 4 条 事業者は、建築物、住宅団地その他の開発事業により造成又は築造される物件に関し、当該物件を広告し、又は販売するに当たり名称を付する場合には、市内における地名その他既存の名称等に配慮しなければならない。

(建築協定等の活用)

第 3 5 条 事業者は、将来にわたる開発事業区域内の土地利用の適正化及び良好な生活環境の確保のため、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 9 条に規定する建築協定の締結その他の手続を活用するよう努めなければならない。

(緑化)

第 3 6 条 事業者は、別表第 8 の規定に従って、開発事業区域内に植栽地を整備し、又は確保しなければならない。

- 2 事業者は、開発事業区域内の既存の植生の保存に努めなければならない。

第 5 節 公有財産等に関する基準

(公有財産等に関する措置)

第 3 7 条 事業者は、開発事業区域内にあり、又は開発事業区域に隣接し、若しくは近接する市の公有財産その他公共的団体の所有

又は管理する財産について、開発事業の施行に当たり、敷地境界の確認、保全その他条例第30条第2項の規定に基づく必要な措置を講じなければならない。

第6節 文化財の保護に関する基準

(文化財の保護)

第38条 事業者は、条例第16条による相談に際し、埋蔵文化財その他の文化財の保存等について、教育委員会（当該権限が委任されているときは、当該委任を受けた者。以下同じ。）に相談を行わなければならない。

2 事業者は、開発事業の施行に伴い埋蔵文化財を発見したときは、直ちに施行を中断して教育委員会に報告を行うとともに、その発掘、保存等について協議を行い、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定するもののほか、開発事業区域が周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接し、若しくは近接しているとき又は開発事業区域の周囲の地形、現況等から埋蔵文化財が所在する可能性があるときと教育委員会が認めるときは、試掘その他の文化財の保存のための調査等に協力しなければならない。

第7節 消防、防災、防犯及び交通安全に関する基準

(消防防災施設の整備)

第39条 事業者は、別表第9の規定に従い、次に掲げる施設等を設置又は整備しなければならない。

- (1) 消防水利及びその関係施設
- (2) 街頭消火器
- (3) はしご自動車の活動空地
- (4) 防災行政用無線受信施設

(防犯施設の整備等)

第40条 事業者は、開発事業に関し市長が必要と認めるときは、開発事業区域内又はその周囲に、防犯灯その他の防犯施設を整備

しなければならない。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか開発事業に関する防犯対策について、警察署その他の関係機関と協議を行うよう努めなければならない。

(交通安全施設の設置)

- 第41条 事業者は、開発事業区域内に整備する道路その他開発事業に関連し整備する道路について、別表第10の規定に従い、必要な交通安全施設を整備しなければならない。

- 2 事業者は、開発事業に伴い市長が必要と認める交通安全施設のある場合には、これを整備しなければならない。

(その他の交通安全対策)

- 第42条 事業者は、条例第30条第2項に定めるもののほか、開発事業の施行に伴う工事関係車両の通行等に関し、周囲の交通安全の確保のため市長その他の市の機関が必要と認める措置を講じなければならない。

- 第43条 事業者は、開発事業に関し必要となる交通安全施設の整備及び開発事業の施行に伴う交通安全対策について、市長その他の市の機関と行う協議を除くほか、警察署その他の関係機関と協議を行うよう努めなければならない。

第8節 その他の公共施設等の整備に関する基準

(公共用施設の整備計画への適合)

- 第44条 事業者は、開発事業区域内に都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定に基づく道路、公園、河川、公共下水道等の整備の計画があるときは、開発事業の内容が当該計画に適合するよう努めなければならない。

(道路の整備)

- 第45条 事業者は、開発事業区域内の道路その他開発事業に関連する道路及びそれらの付帯施設（第41条の規定による交通安全施設を含む。）について、別表第10の規定に従って整備しなければならない。

(公園の整備)

第46条 事業者は、別表第11の規定に基づき、開発事業区域内に公園を整備しなければならない。

(河川又は水路の整備)

第47条 事業者は、開発事業区域内に整備計画のある河川若しくは水路(三浦市水路の管理等に関する条例(平成16年三浦市条例第17号)第2条第1号に規定する水路をいう。以下同じ。)が含まれ、又は第55条第2項により行う整備のほか開発事業に関し河川若しくは水路の整備を要すると市長が認める場合は、当該河川又は水路について必要な整備を行わなければならない。

(公益的施設の管理協議)

第48条 事業者は、開発事業により整備される公益上必要な施設(公用施設、公共用施設を除く。)については、市長その他の市の機関と協議の上、その管理についてあらかじめ定めるものとする。

2 事業者は、前項により事業者又はその利用者が管理することとされた施設について、適正に維持管理が行われるようにしなければならない。当該施設を譲渡する場合における譲渡後の維持管理についても、同様とする。

(施設の移管等)

第49条 事業者は、開発事業により整備される公用施設、公共用施設及び前条により市が管理することとなる公益上必要な施設について、市に無償で提供するものとする。

2 事業者は、前項の施設について、不動産登記その他の市への提供、移管等の手続に要する費用を負担するとともに、法令その他の規定により市が当該施設を管理するために必要となる管理図面、台帳その他の図書の整備に要する費用を負担しなければならない。

3 事業者は、第1項の施設の市への提供、移管等の手続に際し必要となる図書について、条例第33条の規定による届出(都市計画法第29条第1項又は同法第35条の2第1項の許可を受けて

行う開発行為を行う場合にあっては、同法第36条第1項の規定に基づく工事完了の届出)の前に、市に提出しなければならない。

(移管される植栽の管理)

第50条 事業者は、開発事業により市に移管されることとなる樹木その他の植栽については、移管の日から1年間は、事業者、その権利の承継者等により適切に管理されるようにしなければならない。

第9節 汚水処理その他排水処理に関する基準

(汚水処理)

第51条 事業者は、公共下水道の処理区域内で開発事業に係る汚水を排除するときは、三浦市下水道条例(平成9年三浦市条例第5号)の規定その他本市の公共下水道計画の内容に従って、排水設備の設置その他の必要な整備、手続等を行わなければならない。

2 事業者は、公共下水道の処理区域外で開発事業を行うときは、別表第12の規定に従って、汚水処理施設の整備等を行わなければならない。

3 事業者は、前項の汚水処理施設について、事業者又は当該施設の利用者において適切に維持管理がされるようにしなければならない。

(雨水等の区域内処理)

第52条 事業者は、開発事業区域内の雨水又は汚水処理施設からの排出水を開発事業区域内において地下に浸透させる等の方法により処理しようとする場合は、開発事業区域の内外の地形、地質その他処理に伴う安全性に関し、十分な調査を行うとともに、周囲に出水等の被害が生じないようにしなければならない。

2 事業者は、市長が必要と認めるときは、前項の調査結果について市長に報告しなければならない。

(区域内の排水施設の整備)

第53条 開発事業区域内の排水施設の整備に当たっては、別表第13の規定によらなければならない。この場合において、整備の

計画に当たっては、開発事業区域外からの流入雨水等についても十分考慮しなければならない。

- 2 開発事業区域内の排水施設は、排水量の把握及び放流先の排水能力の調査を十分に行った上で、開発事業区域内の下水を有効かつ適切に排出できるよう、公共下水道等の排水施設又は河川等公共の水域に接続しなければならない。

(公共水域への放流時の協議)

- 第54条 事業者は、開発事業区域内の排水を周辺の河川、水路その他の排水施設（市の管理に属さないものを含む。）に放流する場合は、当該施設に係る排水能力、利水の状況を調査するとともに、その管理者（市長を除く。）その他利害関係人と協議しなければならない。

(区域内の排水調整等に関する措置)

- 第55条 開発事業区域内の建築物、道路その他の施設等については、開発事業区域からの雨水の流出を抑制し、又は調整する構造となるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、開発事業区域からの排水の放流先の施設の排水能力を勘案し、周囲に出水等による被害が生ずることのないよう、当該施設に関し増強等の整備を行うほか、調整池を設置する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、調整池の容量等は別表第14の規定によるものとする。

第7章 開発事業に係る紛争調整

(あっせんの開始決定及び通知)

- 第56条 市長は、条例第42条第1項による申出のあったときは、当該申出の内容に関し既にあっせん等が行われている場合、同項後段による申出に関し相当の理由が認められない場合その他の特別の事情のある場合を除き、あっせんを行うことを決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定について、あっせん開始（不開始）決定通知書（第7号様式）により紛争当事者（当事者の一方から申出の

あった場合において、あっせんを行わない決定をした場合にあっては、当該申出を行ったもの)に通知するものとする。

(あっせんの打切り通知)

第57条 市長は、条例第42条第5項によりあっせんを打ち切るときは、あっせん打切り通知書(第8号様式)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停移行の勧告及び諾否の届出)

第58条 市長は、条例第43条第1項により調停への移行を勧告するときは、紛争当事者に対し、調停移行勧告書(第9号様式)により行うものとする。

2 前項による勧告を受けた紛争当事者は、当該勧告に対する諾否について、別表第2に定めるところにより市長に届け出なければならない。

(調停の開始決定及び通知)

第59条 市長は、条例第43条第2項により調停を開始し、又は調停を行わない旨を決定したときは、調停開始(不開始)決定通知書(第10号様式)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停に関する三浦市開発事業紛争調整委員会への諮問)

第60条 市長は、条例第43条第5項により、調停案の作成(既存の調停案を修正する場合を除く。)その他調停に当たり必要と認める事項について、三浦市開発事業紛争調整委員会に対し諮問を行うものとする。

(調停案の受諾勧告及び諾否の届出)

第61条 市長は、条例第43条第4項により調停案の受諾を勧告するときは、紛争当事者に対し、調停案受諾勧告書(第11号様式)により行うものとする。

2 前項による勧告を受けた紛争当事者は、当該勧告に対する諾否について、別表第2に定めるところにより市長に届け出なければならない。

(調停の打切り通知)

第 6 2 条 市長は、条例第 4 3 条第 7 項により調停を打ち切るときは、調停打ち切り通知書（第 1 2 号様式）により紛争当事者に通知するものとする。

（紛争当事者の代表の選定）

第 6 3 条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者の中から、手続における代表者を 1 人又は数人選任するよう求めることができる。

2 紛争当事者は、前項により代表者を選任したときは、別表第 2 に定めるところにより市長に届け出なければならない。

（工事の着手の延期等の要請）

第 6 4 条 市長は、条例第 4 4 条により工事の着手の延期等を要請するときは、事業者に対し、工事着手延期・工事停止要請書（第 1 3 号様式）により行うものとする。

第 8 章 優良開発事業計画

（優良開発事業計画の認定通知）

第 6 5 条 市長は、条例第 4 5 条第 3 項による認定を行ったときは、事業者に対し、優良開発事業計画認定通知書（第 1 4 号様式）により通知するものとする。

（優良開発事業計画に対する措置）

第 6 6 条 条例第 4 6 条による規則で定める措置は、条例第 1 9 条第 1 項による市長との事前協議等を促進するための、市の職員からなる優良開発事業計画の検討会議の設置とする。

第 9 章 三浦市開発事業紛争調整委員会

（委員会の組織等）

第 6 7 条 三浦市開発事業紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議、意見の聴取等）

第 6 8 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、特に必要があるときは、委員会の議決により公開することができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、紛争当事者、当該紛争に関し専門的知見を有する者、市職員その他の者に対し、委員会の会議への出席を求め、意見又は説明の聴取、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第 1 0 章 雑則

(通常管理行為その他の行為)

第 6 9 条 条例第 4 8 条第 4 号により規則で定める行為は、都市計画法施行令第 2 2 条各号に掲げる開発行為及び当該開発行為の目的として同条各号に掲げる建築その他の行為とする。

(身分証明書)

第 7 0 条 条例第 5 1 条第 2 項により職員が携帯する証明書は、身分証明書(第 1 5 号様式)によるものとする。

(公表の方法)

第 7 1 条 条例第 5 2 条第 1 項による氏名等の公表は、公告の手續に準じて行うほか、公衆の見やすい方法により行うものとする。

(委任)

第 7 2 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 7 月 3 1 日三浦市規則第 2 4 号)

この規則は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

手続の区分	手続の方法	提出書類の様式	添付書類
条例第6条第1項による地区まちづくり協議会受けた団体の届出	市長に対し必要書類を1部提出する。	地区まちづくり協議会届出書 (第16号様式)	(1) 団体の規約等、 (2) 団体の構成員、 役員等の名簿、 (3) 地区まちづくり区域の位置図 (4) その他市長が 必要と認める書 類
条例第6条第5項による地区まちづくり協議会の変更届出	市長に対し必要書類を1部提出する。	地区まちづくり協議会変更届出書 (第17号様式)	市長が必要と認める書類
		地区まちづくり協議会解散届出書 (第18号様式)	市長が必要と認める書類
条例第7条第1項による地区まちづくり計画の届出	市長に対し必要書類を1部提出する。	地区まちづくり計画届出書 (第19号様式)	(1) 計画書 (2) 計画図面(縮尺2,500分の1程度の地形図に、計画区域、計画内容等を記載したもの) (3) 計画策定の経過を示す書類 (4) 条例第7条第2項による市民等の賛同を証する書類 (5) 条例第7条第2項による賛同者の一覧表 (6) 条例第7条第2項による賛同者の所在地の目録 (7) その他市長が必要と認める書類
条例第8条第1項によるテーマ型まちづくり協議会受けた団体の届出	市長に対し必要書類を1部提出する。	テーマ型まちづくり協議会届出書 (第20号様式)	(1) 団体の規約等、 (2) 団体の構成員、 役員等の名簿、 (3) その他市長が 必要と認める書 類
条例第8条第5項によるテーマ型まちづくり協議会の変更届出	市長に対し必要書類を1部提出する。	テーマ型まちづくり協議会変更届出書 (第21号様式)	市長が必要と認める書類
		テーマ型まちづくり協議会解散届出書 (第22号様式)	市長が必要と認める書類

<p>条例第18条の第4項に よるもの 説明会 報告</p>	<p>市長に対し 必要書類を 3部提出す る。</p>	<p>住民説明会報告書 (第27号様式)</p>	<p>(1) 説明会における配布資料の議事録 (2) 出席者の名簿と等 (3) 説明会の対象となる住 (4) 説明会の開催する民 下 開 当 す る 住 民 の 住 居 地 を 以 て し た 近 隣 開 催 す る に 関 する 認 め 書 類 を 認 め る に あ ら う 。 (特 定 規 模 開 催 す る に あ ら う 。) (5) その他認 め る に あ ら う 。)</p>
<p>条例第18条の第6項に よるもの 説明報告</p>	<p>市長に対し 必要書類を 1部提出す る。</p>	<p>個別説明等報告書 (第28号様式)</p>	<p>(1) 説明に係る配布資料の対 (2) 説明の対象となる住 民 の 住 居 地 を 以 て し た 近 隣 開 催 す る に 関 する 認 め 書 類 を 認 め る に あ ら う 。) (3) その他認 め る に あ ら う 。)</p>
<p>条例第19条の第2項又は第3 項若しくは第2項の 協議</p>	<p>(1) 市長の指示に従 う必要書類を市長に 提出する。 (2) 条例第3項又は第 2項の場合には、同 様 の 場 合 に あ ら う 。)</p>	<p>開発事業(変更)前 協議書 (第29号様式)</p>	<p>別表第3に定める ところによる。</p>
<p>条例第21条の第1項 による意見書の提出</p>	<p>市長に対し 必要書類を 1部提出す る。</p>	<p>意見書 (第30号様式)</p>	<p>市長が必要と認め る書類</p>
<p>条例第21条の第3項 による見解書の提出</p>	<p>市長に対し 必要書類を 1部提出す る。</p>	<p>見解書 (第31号様式)</p>	<p>市長が必要と認め る書類</p>
<p>条例第22条の第1項 又は第2項の公聴会 開催請求</p>	<p>(1) 周辺住民等が請 求する場合は、市長 に あ ら う 。) (2) 周辺住民等が請 求する場合は、市長 に あ ら う 。)</p>	<p>公聴会開催請求書 (第32号様式)</p>	<p>(1) 請求に関する書類 (2) 請求に関する書類 を 認 め る に あ ら う 。)</p>

	長に對し必要書類を1部提出する。		
条例第23条第1項による事業計画書の提出	(1) 市長に對し必要書類を4部提出する。 (2) 条例第2項の場合、変更事項の上、同様に提出する。	開発事業(変更)計画書(第33号様式)	別表第4に定めるところによる。
条例第29条による事業着手の届出	市長に對し必要書類を1部提出する。	開発事業着手届出書(第34号様式)	(1) 開発事業に係る工事の工程表 (2) その他市長が必要と認める書類
条例第31条による特定開工状況の報告	工事の施行期間中、毎月1回、対し必要書類を1部提出する。	施行状況報告書(第35号様式)	(1) 工事の施行状況を示す図書(土地利用計画図等)を示す。 (2) 工事の工程表及び写真(撮影位置、撮り方、撮りしたところ)を示す。 (3) 真摯な態度で、その他市長が必要と認める書類 (4) その他市長が必要と認める書類
条例第32条による特定開工内容の届出	第20条第2項に於ける市長に對し必要書類を1部提出する。	開発事業変更届出書(第36号様式)	市長が必要と認める書類
条例第33条による特定開工完了の届出	市長に對し必要書類を1部提出する。	開発事業完了届出書(第37号様式)	(1) 公図の写し (2) 竣工図面及び施工前後の写真 (3) 施工中の市長が指示するもの (4) その他市長が必要と認める書類
条例第37条による特定開工廃止の届出	市長に對し必要書類を1部提出する。	開発事業廃止届出書(第38号様式)	市長が必要と認める書類
条例第38条による建築計画の届出	次に掲げる申請を行う場合に、市長に對し必要書類を1部提出する。	建築計画届出書(第39号様式)	(1) 建築確認申請に係る届出の場 合は、建築基準法施行規則(昭

	<p>する。</p> <p>(1) 建築確認申請</p> <p>(2) 道路の位置の指定の申請</p>		<p>令和5年建設省 第40号) 規定概 1条の3に 画取 する建築計 近見 要書及び配 図の 図写しし 位置 (2) 道路の 係は、 指定の申 合は、 届出の場 法施行 建築基 第9条 規則す 籍取 び付近 見取 写しし 他 (3) その 市長 必要と 認 類とめ る書</p>
<p>条例第42条 第1項による 紛争の調整 申出</p>	<p>市長に対し必要 書類を1部提出 する。</p>	<p>紛争調整申出書 (第40号様式)</p>	<p>(1) 申出人の代表 者を選任した場 合にあっては、出 表者(第41号 様式)その他 (2) 市長が書 類と認める書</p>
<p>条例第45条 第2項による 優良開発事業 計画の認定申 請</p>	<p>市長に対し必要 書類を1部提出 する。</p>	<p>優良開発事業計 画認定申請書 (第42号様式)</p>	<p>(1) 良好なまちづ くり貢献する内 容の開発事業の考 念に資する資料 (2) その他市長 が認める資料</p>
<p>条例第49条 第2項による 事業者の地位 の承継の届出</p>	<p>市長に対し必要 書類を1部提出 する。</p>	<p>承継届出書 (第43号様式)</p>	<p>(1) 登記事項証明 書その他の承継 を証する書類 (2) その他市長 が認める書類</p>
<p>条例第49条 第3項による 事業者の地位 の承継の承認 申請</p>	<p>市長に対し必要 書類を1部提出 する。</p>	<p>承継承認申請書 (第44号様式)</p>	<p>(1) 土地の所有権、 事業権の承継の 実施に關する特 定事項の取得の 原を証する書類 (2) その他市長 が認める書類</p>

備考 (1) 代理人による届出、申請等の場合は、この表に定め
るもののほか委任状を添付すること。

(2) この表に定めるもののほか、届出、申請等の手続の

内容に応じ、特に市長の指示がある場合は、これに従うこと。

別表第2（第7条、第14条、第16条、第58条、第61条、第63条関係）

手続の区分	手続の方法	提出書類の様式	添付書類
第14条第3項による市長の指示の課等との報告	(1) 協議を行つた部課等又は機関等に必要書類を各2部提出の上、確認を受け前号の確認の後、当該確認書類のうち1部を市長に提出し、1部を保有する。 (2) 協議を行つた部課等又は機関等に必要書類を各2部提出の上、確認を受け前号の確認の後、当該確認書類のうち1部を市長に提出し、1部を保有する。	協議結果報告書 (第45号様式)	市長が必要と認める書類
第16条による公聴会の申出	公聴会の開催日の7日前までに市長に対し必要書類を1部提出する。	意見陳述申出書 (第46号様式)	(1) 意見陳述に際し参考となる資料がある場合は、当該資料が必要と認める書類 (2) その他市長が必要と認める書類
第58条第2項による調停移行勧告の届出	市長の指定する期限までに、市長に対し必要書類を1部提出する。	調停移行勧告諾否届出書 (第47号様式)	市長が必要と認める書類
第61条第2項による調停案の受諾の届出	市長の指定する期限までに、市長に対し必要書類を1部提出する。	調停案諾否届出書 (第48号様式)	市長が必要と認める書類
第63条第2項によるあっせん又は調停の届出	市長に対し必要書類を1部提出する。	代表者選任届出書 (第41号様式)	市長が必要と認める書類

備考 (1) 代理人による届出、申請等の場合は、この表に定めるもののほか委任状を添付すること。

(2) この表に定めるもののほか、届出、申請等の手続の内容に応じ、特に市長の指示がある場合は、これに従うこと。

別表第3（第7条関係）

開発事業（変更）事前相談書及び開発事業（変更）事前協議書の
添付書類

添付 順序	図書の名称	縮尺	明示すべき事項
1	開発事業区域 位置図	1 / 2500 以 上	(1) 主要道路、河川等目標となるものの位置及び着色（道路（うす茶）、河川（青）） (2) 開発事業区域（赤枠）
2	公図の写し	1 / 600 以 上	(1) 明示すべき範囲は、開発事業区域内及びその周辺 (2) 開発事業区域（赤枠） (3) 開発事業区域内及びその周辺地域の道路、水路等の位置及び着色（公道（うす茶）、水路（青）、青地（黄）） (4) 地目、地権者及び面積
3	現況図	1 / 500 以 上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) 開発事業区域内及びその周辺地域の道路、水路等の位置及び着色（公道（うす茶）、水路（青）、青地（黄））
4	求積図	1 / 500 以 上	(1) 三斜求積等による求積図 (2) 計算書
5	土地利用計画 図	1 / 500 以 上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) 公共施設及び公益施設の位置（着色） (3) 予定建築物の配置等（着色）
6	造成計画平面 図	1 / 500 以 上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) がけ又は擁壁の位置 (3) 切土又は盛土をする土地の部分及び着色（切土（黄）、盛土（赤）） (4) 道路の位置 (5) 宅地の地盤高等
7	造成計画断面 図	1 / 500 以 上	(1) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (2) がけ又は擁壁の位置
8	排水施設計画 平面図	1 / 500 以 上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配及び水の流れの方向 (3) 雨水桝、汚水桝の位置及び形状等 (4) 放流先の状況
9	予定建築物の 平面図	1 / 200 以 上	（建築物の建築の場合のみ）
10	予定建築物の 立面図及び断面 図	1 / 200 以 上	（建築物の建築の場合のみ）

11	日影図	1 / 200 以 上	<p>(中高層建築物の建築の場合のみ)</p> <p>(1) 開発事業区域(赤枠)</p> <p>(2) 予定建築物の位置</p> <p>(3) 冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの1時間毎の各時刻に予定建築物が水平面に生じさせる日影の形状(日影は、基準緯度におけるものとし、日影を描く水平面及び彩色は、(注)4による。)</p>
----	-----	----------------	---

(変更申請の場合の添付書類)

1	変更理由、変更内容の概要書
2	変更に関する図書(変更前及び変更後の内容がわかるもの)

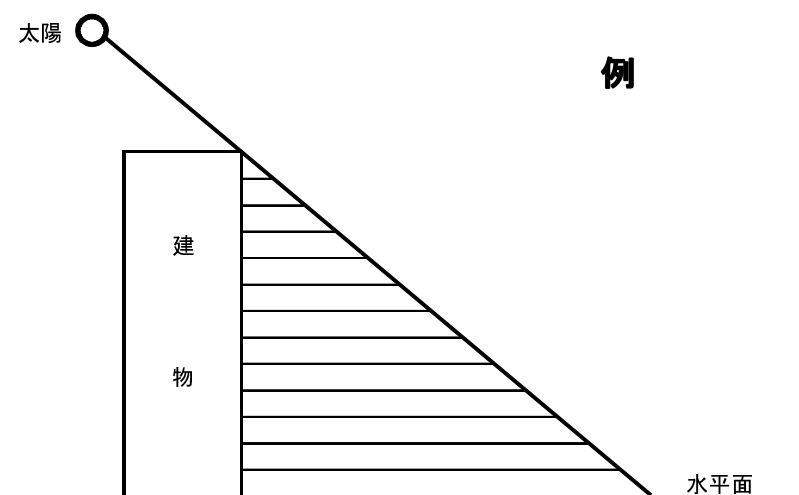
(注) 1 添付書類のとじ込み順序は、添付順序欄の番号順とする。

2 添付図面について、その記載内容から他の図面と併記して用いることができるものは、他の図面と併用することができる。

3 開発事業の計画の変更に伴う書類の提出にあっては、当該変更前後の内容がわかるよう、対照させて整理すること。

4 日影を描く水平面及び日影線の彩色

(1) 日影を描く水平面は、建築物が周囲の地面と接する位置の最も低い高さにおける水平面とする。



(2) 日影線の彩色は、各時刻により次の表のとおり行うものとする。

時刻 (時)	9	10	11	12	13	14	15
色	緑	橙	青	赤	藍	黄	紫

別表第4（第7条関係）

開発事業計画書の添付書類

添付 順序	図書の名称	縮尺	明示すべき事項
1	開発事業区域位置図	1 / 2500 以上	(1) 主要道路、河川等目標となるものの位置及び着色（道路（うす茶）、河川（青）） (2) 開発事業区域（赤枠）
2	公図の写し	1 / 600 以上	(1) 明示すべき範囲は、開発事業区域内及びその周辺 (2) 開発事業区域（赤枠） (3) 開発事業区域内及びその周辺地域の道路、水路等の位置及び着色（公道（うす茶）、水路（青）、青地（黄）） (4) 地目、地権者及び面積
3	現況図	1 / 500 以上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) 開発事業区域内及びその周辺地域の道路、水路等の位置及び着色（公道（うす茶）、水路（青）、青地（黄））
4	開発事業区域内権利者一覧表	—	（都市計画法第29条の開発行為許可申請を行わない場合のみ）
5	開発事業の施行等の同意書	—	（都市計画法第29条の開発行為許可申請を行わない場合のみ）
6	開発事業区域内の不動産の登記事項証明書	—	（都市計画法第29条の開発行為許可申請を行わない場合のみ）
7	求積図	1 / 500 以上	(1) 三斜求積図 (2) 計算書（道路、公園、緑地等の公共施設の求積を明示）
8	土地利用計画図	1 / 500 以上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) 道路、公園、排水施設、消防水利等の公共施設の位置、形状及び道路の幅員（着色） (3) 公益施設の位置（着色） (4) 予定建築物の配置等（着色）
9	造成計画平面図	1 / 500 以上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) がけ又は擁壁の位置、構造及び高さ (3) 切土又は盛土をする土地の部分及び着色（切土（黄）、盛土（赤）） (4) 道路の位置、形状、幅員、勾配及び構造 (5) 宅地の地盤高、面積及び等高線
10	造成計画断面図	1 / 500 以上	(1) 切土又は盛土をする前後の地盤面及び着色（切土（黄）、盛土（赤）） (2) がけ又は擁壁の位置

11	道路縦断面図	1 / 500 以上	計画前後の地盤高及び縦断勾配等
12	道路標準断面図	1 / 100 以上	構造、形状、幅員及び横断勾配等
13	排水施設計画平面図	1 / 500 以上	(1) 開発事業区域（赤枠） (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配及び水の流れの方向 (3) 雨水桝、汚水桝の位置及び形状等 (4) 調整池の位置及び構造 (5) 放流先の状況
14	排水流量計算図書	—	(1) 排水区域図（河川及び水路に放流する場合は、流域図又は集水区域図） (2) 集水系統別に計画水量を算定した計算書
15	排水施設縦断面図	1 / 500 以上	計画前後の地盤高、縦断勾配等
16	排水施設断面図	1 / 100 以上	放流先の状況
17	排水施設構造図	1 / 20 以上	排水桝、排水溝等の排水施設の構造
18	調整池計画図	1 / 500 以上	(1) 構造計算書 (2) 平面図 (3) 構造図（1 / 50 以上）
19	汚水処理施設計画図	1 / 100 以上	(1) 設計計算書 (2) 構造計算書 (3) フローシート (4) 平面図 (5) 構造図（1 / 50 以上）
20	給水施設計画平面図	1 / 500 以上	給水施設の位置、材料、形状及び管径
21	消防水利計画図	1 / 500 以上	(1) 防火水槽の位置、容量、構造図（1 / 50 以上）及び構造計算書 (2) 消火栓の位置及び構造
22	緑化計画図	1 / 500 以上	樹木の位置、樹種等
23	公園施設計画図	1 / 100 以上	公園施設の位置、構造等
24	がけの断面図	1 / 50 以上	(1) がけの高さ及び勾配 (2) 土質の種類及び層の厚さ (3) 計画前後の地盤面、 (4) がけ面の保護の方法 (5) 地質調査に関する図書（軟弱地盤の場合のみ）
25	擁壁の断面図	1 / 50 以上	(1) 擁壁の寸法、勾配、材料及び寸法 (2) 裏込めコンクリートの寸法 (3) 透水層の位置及び寸法 (4) 計画前後の地盤面 (5) 基礎地盤の土質 (6) 基礎杭の位置、材料及び寸法 (7) 展開図 (8) 構造計算書

26	予定建築物の 平面図	1 / 200 以 上	(建築物の建築の場合のみ) 計画概要・面積表
27	予定建築物の 立面図及び断面 図	1 / 200 以 上	(建築物の建築の場合のみ) 建築物の高さ
28	日影図	1 / 200 以 上	(中高層建築物の建築の場合のみ) (1) 開発事業区域(赤枠) (2) 予定建築物の位置 (3) 冬至日の真太陽時による午前9時から 午後3時までの1時間毎の各時刻に予定 建築物が水平面に生じさせる日影の形状 (日影は、基準緯度におけるものとし、 日影を描く水平面及び彩色は(注)4に よる。)
29	前各項に掲げる 書類を除くほか、 第14条第3項 により確認を受 けた協議結果の 報告書類に添付 された資料があ る場合は、当該 資料	—	—

(変更申請の場合の添付書類)

1	変更理由、変更内容の概要書
2	変更に関する図書(変更前及び変更後の内容がわかるもの)

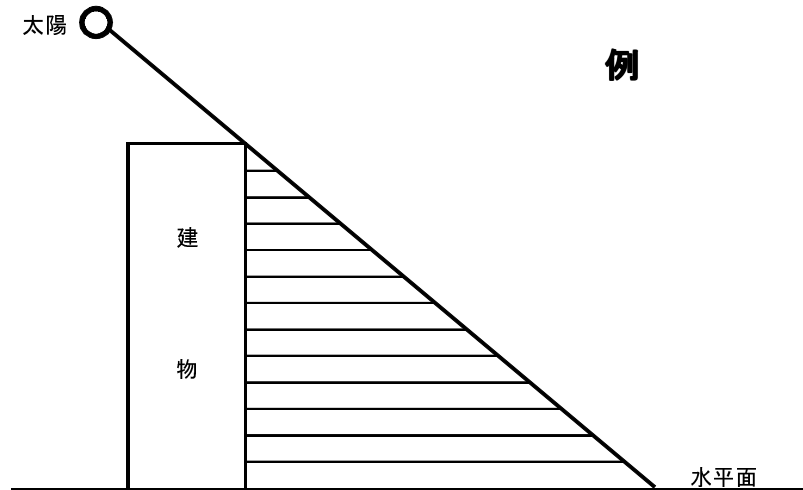
(注) 1 添付書類のとじ込み順序は、添付順序欄の番号順とする。

2 添付図面について、その記載内容から他の図面と併記して用いることができるものは、他の図面と併用することができる。

3 開発事業の計画の変更に伴う書類の提出にあっては、当該変更前後の内容がわかるよう、対照させて整理すること。

4 日影を描く水平面及び日影線の彩色

- (1) 日影を描く水平面は、建築物が周囲の地面と接する位置の最も低い高さにおける水平面とする。



例

- (2) 日影線の彩色は、各時刻により次の表のとおり行うものとする。

時刻 (時)	9	10	11	12	13	14	15
色	緑	橙	青	赤	藍	黄	紫

別表第5（第23条関係）

駐車場等の整備に関する基準

- 1 建築を伴う開発事業で次に掲げるものは、当該各号に定める駐車場等を整備しなければならない。

- (1) 予定する建築物の用途が戸建住宅であるものについては、計画戸数以上の台数の普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）の駐車可能な駐車場等を整備しなければならない。
- (2) 予定する建築物の用途が共同住宅等（共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋その他これらに類する用途のものをいう。以下同じ。）であるものについては、計画戸数以上の台数の普通自

動車及び計画戸数の2分の1以上の台数の二輪車の駐車が可能な駐車場等を整備しなければならない。

2 前項による駐車場等の整備は、建築物の敷地内又は開発事業区域内に行わなければならない。ただし、当該整備が困難であると市長が認める場合は、建築物の敷地外又は開発事業区域外に同等以上の駐車場等を整備又は確保することにより、前項による整備に替えることができる。

3 前2項により整備する駐車場等の構造等は、次のとおりでなければならない。

(1) 予定する車両の種別に応じた駐車区画を明示すること。

(2) 床面に区画を限って整備する駐車場等における普通自動車の駐車区画は、縦5メートル以上、横2.3メートル以上とし、二輪車の駐車区画は、縦1.9メートル以上、横0.6メートル以上とする。

(3) 道路の隅切り部分には、駐車場等又は駐車場等へ進入するための出入口を設置してはならない。

4 第1項に定めるもの以外の開発事業については、駐車場等の整備又は確保について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

別表第6（第24条関係）

集会施設の整備に関する基準

1 集会施設の設置

予定建築物の用途が住宅である開発事業を行う場合において、当該住宅の計画戸数の合計が50戸以上である場合は、集会施設を設置しなければならない。

2 集会施設の構造、位置等

(1) 整備する集会施設は、共同住宅等に係るものを除き、平屋建てとし、かつ、独立棟として整備しなければならない。

(2) 集会施設は、対応する住宅の戸数により、1棟につき次に定める床面積を満たしたものでなければならない。

対応する住宅の戸数	床面積
100戸未満	70平方メートル以上
100戸以上300戸未満	100平方メートル以上
300戸以上600戸未満	160平方メートル以上
600戸以上1000戸未満	200平方メートル以上
1000戸以上	300平方メートル以上

- (3) 前2号に規定するもののほか、集会施設の構造（独立棟の場合の敷地面積を含む。）、位置、設備等は、開発事業の規模、建築される住宅の形状、住宅又は居室の配置等の状況に応じ、高度の耐震性その他の安全性を備え、かつ、利用しやすいものとなるよう努めなければならない。

別表第7（第25条関係）

ごみ集積施設の整備等に関する基準

1 既存のごみ集積施設の利用

計画戸数15戸未満の戸建住宅又は計画戸数12戸未満の共同住宅等を予定建築物とする開発事業については、当該住宅から排出されるごみに関し、既存のごみ集積施設を利用することについて当該施設の管理者と協議を行うものとする。この場合において、既存施設の利用が可能である住宅に関しては、当該施設を適正に利用するものとする。

2 ごみ集積施設の位置、数、構造等

- (1) 戸建住宅又は共同住宅等を予定建築物とする開発事業については、前項により既存の施設を利用する住宅に関するものを除き、次に定める数及び位置により、ごみ集積施設を整備しなければならない。ただし、開発事業区域の形状その他の理由により、当該数又は位置による整備が困難であると市長が認めるときは、市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

住宅の種類	計画戸数（既存施設を利用する場合には、当該利用する住宅の戸数を除く。）	整備する数	整備する位置
戸建住宅	50戸以下	1	開発事業区域内
	51戸以上	2に51戸を超える戸数50戸毎に1を加えた数	
共同住宅等	戸数にかかわらず	1	当該建築物の敷地内

(2) 整備するごみ集積施設については、0.13立方メートルに対応する住宅の計画戸数を乗じて得た容量（当該容量が1立方メートル未満であるときは、1立方メートル）以上の容量を確保しなければならない。

(3) 整備するごみ集積施設の位置、構造等に関しては、周囲の生活環境等について十分配慮するとともに、ごみの収集作業等に支障のないようにしなければならない。

3 その他の建築物等に係るごみ集積施設

前項に定めるもの以外の開発事業については、ごみ集積施設の整備又は確保について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

別表第8（第36条関係）

緑化に関する基準

1 植栽地の確保

(1) 開発事業区域内には、次に定める面積以上の植栽地を整備し、又は確保しなければならない。ただし、都市計画法第29条第1項第6号から第8号までに定めるものに関する開発事業又は主として農業若しくは漁業の用に供する建築物を予定建築物とする開発事業については、この限りでない。

ア 共同住宅等を予定建築物とする開発事業

開発事業区域の面積	1,000㎡以上	3,000㎡以上	5,000㎡以上	1ha以上	3ha以上	5ha以上
	3,000㎡未満	5,000㎡未満	1ha未満	3ha未満	5ha未満	

開発区域の面積に占める植栽地の割合	3 %	6 %	8 %	9 %	12 %	15 %
-------------------	-----	-----	-----	-----	------	------

イ 住宅以外の建築物を予定建築物とする開発事業

開発区域の面積	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 1 ha 未満	1 ha 以上 3 ha 未満	3 ha 以上 5 ha 未満	5 ha 以上
開発区域の面積に占める植栽地の割合	3 %	4 %	5 %	6 %	7 %	8 %

ウ 戸建住宅を予定建築物とする開発事業

開発区域の面積	1 ha 以上 3 ha 未満	3 ha 以上 5 ha 未満	5 ha 以上 10 ha 未満	10 ha 以上 20 ha 未満	20 ha 以上
開発区域の面積に占める植栽地の割合	5 %	6 %	7 %	8 %	9 %

(2) 前号イに定める植栽地の面積の最低限度について、開発事業区域の周囲の状況等を勘案して市長が特に認める場合には、当該面積から当該面積の20パーセントを限度とする面積を減ずることができる。

(3) 開発事業により整備される公園その他の緑化に資する施設として市長が特に認めるものについては、その整備又は確保により、第1号による植栽地の整備又は確保に替えることができる。

2 植栽地の整備又は確保に当たっては、樹種その他の植栽の方法について、市の気候、周囲の環境等を考慮して、適切なものとなるよう努めなければならない。

別表第9（第39条関係）

消防防災施設の整備に関する基準

1 消防水利及びその関係施設の整備

(1) 消防水利の設置

ア 次のいずれかに該当する開発事業で、開発事業区域が既存の各消防水利（消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。以下同じ。）から半径120メートル（近隣商業地域、商業地域及び工業地域にあつては、100メートル。イにおいて同じ。）の範囲内に含まれないときは、新たな消防水利を設置するものとする。

㊦ 開発事業区域の面積が2,000平方メートル以上のもの

㊧ 高さが15メートルを超える建築物又は5階建て以上の建築物の建築を伴うもの

㊨ 予定建築物の用途が住宅であるもので、当該住宅の計画戸数が20戸以上のもの

イ アによる消防水利の設置は、既存の各消防水利を含めた消防水利から半径120メートルの範囲内に開発事業区域が包含されるように行わなければならない。

ウ アに規定するものを除くほか、法令に基づき連結送水管設備の設置が必要となる建築物の建築を行う場合は、当該建築物に係る消防水利として、貯水量40立方メートル以上の防火水槽を設置しなければならない。ただし、当該連結送水管の送水口から歩行距離20メートルの範囲内に取水口を有する防火水槽が既設されている場合（高さが31メートルを超える建築物又は11階建て以上の建築物に係る場合を除く。）は、防火水槽の設置の要否について消防長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(2) 消防水利の能力、種別等

ア 設置する消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条に定める能力を満たし、かつ、耐震性を有するものとしなければならない。

イ 前号アによる消防水利の設置に際しては、既存の消防水利を含む近隣一帯の消防水利が消火栓のみに偏することとならないようにしなければならない。

(3) 消防水利の位置

設置する消防水利の位置は、消防自動車の接近及び消防活動を容易に行うことができる箇所としなければならない。

(4) 消防水利の標識等

ア 設置する消防水利付近の見やすい箇所に、当該消防水利の標識を設置しなければならない。この場合において、当該標識の形式の標準は図のとおりとする。

イ 防火水槽及び消火栓には、取水口のふた等その見やすい箇所に三浦市の名称及び消防水利の種別を表示しなければならない。

(5) 連結送水管の形式

法令に基づき連結送水管設備の設置が必要となる建築物については、当該送水管は湿式のものとしなければならない。

(6) その他の事項についての指示

前各号に定めるもののほか、整備する消防水利等の構造その他の消防長が必要と認める事項については、消防長の指示に従わなければならない。

(7) 三浦市水道事業との協議

消火栓の設置に際しては、あらかじめ三浦市水道事業と協議を行い、消火栓の位置、構造等について助言を受け、又はその指示に従わなければならない。

2 街頭消火器の設置

(1) 街頭消火器の設置

ア 開発事業により整備される道路又は開発事業に関連して街頭消火器の設置が必要であると消防長が認める道路については、100メートルの間に1本の街頭消火器を設置しなければならない。

イ 開発事業により整備される駐車場等（法令により消火設備を設置すべきものを除く。以下この表において同じ。）の敷地内の利用しやすい箇所に、次に定める数以上の街頭消火器を設置しなければならない。

㉞ 30台以上60台未満の普通自動車の駐車が可能である駐車場等（1台あたりに必要な駐車区画面積を概ね11.5平方メートルとして計算する。㉟において同じ。）にあっては、1本

㉟ 60台以上の普通自動車の駐車が可能である駐車場等にあっては、2本に60台を超える台数30台毎に1本を加えた本数

(2) 消火器の規格、設置位置等

ア 設置する消火器は、ABC粉末20型消火器、強化液消火器（強化液容量6リットル）又はこれらと同等以上の能力を有するものでなければならない。

イ 消火器は、赤色の消火器ボックス（FRP製）に収納し、地上高1.5メートル以下の範囲内に設置しなければならない。

ウ 消火器は、ポールを用いる、塀に付設する等の方法により、安定した状態となるよう設置しなければならない。

エ 消火器は、使用しやすく、かつ、常時使用できる状態となるよう設置しなければならない。

3 はしご自動車の消防活動空地の整備

(1) 活動空地の整備

次に掲げる建築物の付近には、はしご自動車のための活動空地（有効に消防活動を行うために必要な空地をいう。以下同じ。）を整備しなければならない。

ア 高さが15メートルを超える建築物又は5階建て以上の建築物

イ その他消防長が消防活動上必要と認める建築物

(2) 活動空地の位置、構造等

ア 活動空地は、建築物の敷地内の通路又は空地において、平坦な地盤面に整備すること。

イ 活動空地は、縦12メートル以上、横6メートル以上の広さをもって整備すること。

ウ 活動空地から建築物までの距離は、消防長が指示する範囲内とすること。

エ 活動空地は、周囲に消防活動の支障となる電線、樹木等がない場所に設置すること。

(3) 活動空地の保全等

ア 整備された活動空地又はその周囲において、車両等の駐車、工作物の設置等当該活動空地を利用した消防活動に支障が生ずることのないよう必要な措置を講じなければならない。

イ はしご自動車が進出する道路及び敷地内の通路は、はしご自動車が容易に通行でき、かつ、20トン以上の重量に耐える構造としなければならない。

(4) 代替的な措置

前各号の基準の一部又は全部への適合が困難である場合は、消防長の指示に従って、消防活動を有効に行うことができるよう代替的な措置を講じなければならない。

4 防災行政用無線受信施設の整備

(1) 次に掲げる場合には、新たな防災行政用無線受信施設を整備しなければならない。

ア 開発行為又は建築に係る開発事業において、開発事業区域の過半が既存の各防災行政用無線受信施設から半径300メートルの範囲内に包含されないとき（当該開発事業に関連して防災行政無線放送の聴取に支障を生じ、又はそのおそれがないと市長が認めるときを除く。）

イ 前号に掲げる場合を除くほか、開発事業に関連して防災

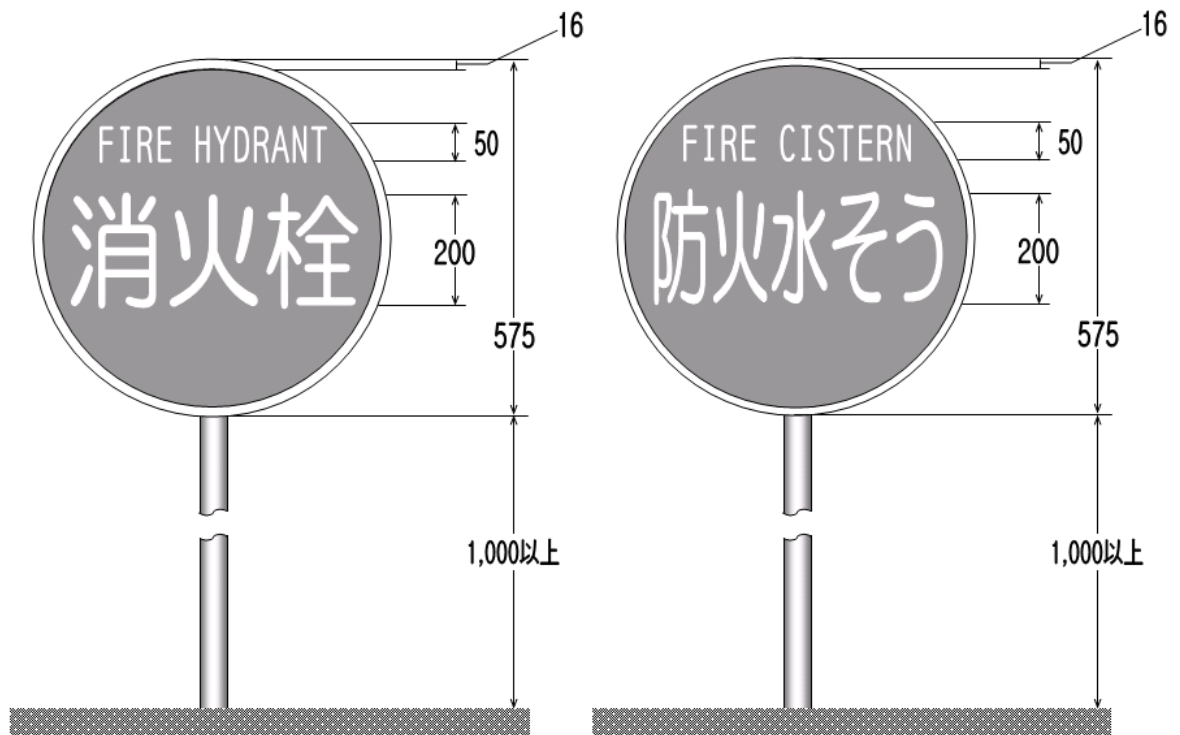
行政無線放送の聴取に支障を生じ、又はそのおそれがある
と市長が認めるとき。

- (2) 新たな防災行政用無線受信施設を整備する場合は、位置、
規格等について市長と協議し、その指示に従わなければならない。

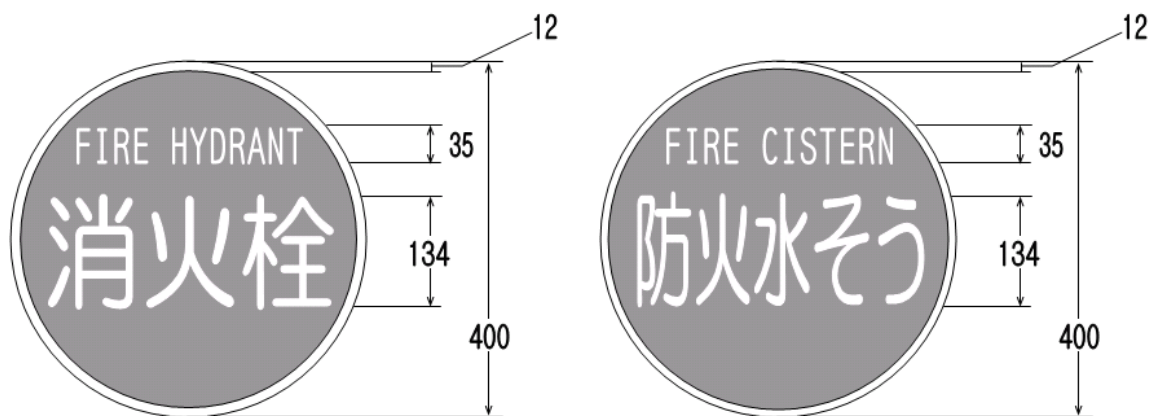
図 消防水利標識の標準

(数字は、ミリメートル)

575型 (原則として支柱による掲出用)



400型 (支柱以外による掲出用)



色彩：文字及び縁を白色、地を赤色とする。

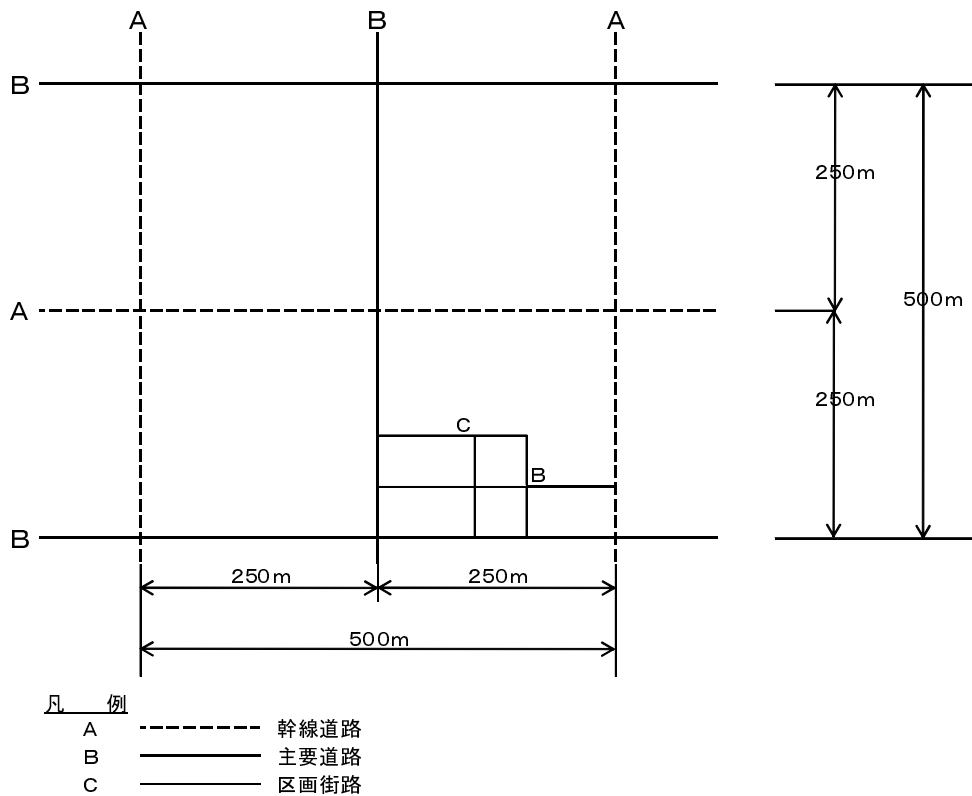
別表第10（第41条、第45条関係）

道路の整備に関する基準

1 幅員

(1) 開発事業区域内の道路は、開発事業区域の規模、予定建築物の用途及び敷地の規模並びに予想される交通量により、次の図1及び表1を標準として設置すること。この場合において、区画街路の配置は幹線道路への接続が少なくなるように計画するものとし、幅員等の捉え方は図2から図7までを標準とするものとする。

図1



表

道路種別	区画街路	主要道路	幹線道路
道路幅員	6 m 以上	9 m 以上	11 m 以上

(2) 前号の規定にかかわらず、開発事業区域内に設置する区画

街路が当該開発事業区域内の主要な交通路線でないこと、交通量が多いと予想される用途の予定建築物の敷地に接していないこと等通行上支障がないと認められる場合は、当該区画街路の幅員を6メートル未満とすることができる。この場合において、当該区画街路の道路延長（交差点の中心間の距離をいう。以下同じ。）は、次の表を標準としなければならない。（周辺の状況等によりやむを得ないと認められ、かつ、当該区画街路の利用がその面する敷地の居住者に限られる場合等利用区域が小規模な場合の道路延長は、この限りでない。）

表

道路幅員	5 m 以上	4 . 5 m 以上
道路延長	1 0 0 m 以下	7 0 m 以下

(3) 歩道

ア 幹線・主要道路には、歩道（幅員2メートル以上）を設置すること。

イ 歩道は街きよにより車道部と分離する。

ウ 歩道内に防護柵等を設ける場合は規定の歩道幅に0.5メートル以上加える。

エ 植樹帯を設ける場合は、幅員4メートル以上とし、中木を原則とし、樹種及び植栽方法は別途協議すること。

2 区域外道路との接続

開発事業区域内の主要な道路と開発事業区域外の幅員9メートル（主として住宅の用に供するものは6.5メートル）以上の道路（開発事業区域周辺の道路状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）とを接続する道路の幅員については、開発事業区域内の主要な道路以上とすること。

3 開発事業区域に接する部分の道路整備

- (1) 開発事業区域内に新設道路がない場合、次の表の基準により整備すること。

開発事業区域の面積 前面道路の幅員	1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上
4.5 m以上	前面の道路の整備を必要としない	幅員6 m以上に整備する
4.0 m以上 4.5 m未満	反対側の境界線から幅員4.5 m以上に整備する	幅員6 m以上に整備する
4.0 m未満	反対側の境界線から幅員4.5 m以上に整備する	反対側のみなし線から幅員6 m以上に整備する

(注) 1 「みなし線」とは、現みなし道路において道路境界線と見なされることが確定されている線をいう。

2 「みなし道路」とは、現況幅員が4メートル未満であるが、建築基準法第42条第2項に規定される道路等で、その道路に接して建築する場合には同法に基づく建築確認の得られる道路をいう。

- (2) 開発事業区域内に新設道路がある場合で、前面道路の幅員が4.5メートル未満の道路整備

ア 開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合、道路中心線から2.25メートル以上の幅員を確保して整備する。

イ 開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合、反対側の境界線から4.5メートル以上の幅員を確保して整備する。

- (3) 開発事業区域に接する前面道路以外の道路は、道路中心線から2.25メートル以上の幅員を確保して整備する。

- (4) 前3号において、開発事業区域が2以上の道路に接する場合は、予定建築物等の利用者が主に通行に供する道路を前面道路とする。

4 隅切り等

- (1) 幹線道路と主要道路又は区画街路相互の交差、は直角又は

これに近い角度で交差させるものとし、交差によって生ずる街角は、道路相互の幅員と交差角により原則として次の表に掲げる値以上の隅切長となるようにしなければならない。

交差角 幅員	4.5 m 以上 6 m 未満	6 m 以上 9 m 未満	9 m 以上 11 m 未満	11 m 以上		
	90°		90°		90°	
	120°	60°	120°	60°	120°	60°
11 m 以上	5		6		8	
9 m 以上 11 m 未満	5		6		8	
6 m 以上 9 m 未満	5		6		8	
4.5 m 以上 6 m 未満	3		5		8	
	2	4	4	6	5	8
	2	4	4	6	5	8
	2	4	4	6	5	8
	2	4	4	6	5	8

※ 単位はメートル

(2) 歩道を有する道路の街角の歩車道境界線は、円曲線とする。

5 舗装及び縦断勾配

道路の舗装はアスファルト舗装を原則とし、縦断勾配は、9パーセント以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認める場合は、小区間に限り12パーセント以下とすることができる。また、9パーセント以上となる場合は、滑り止め舗装とする。

6 道路排水

(1) 道路には、雨水等を有効に排出するため240ミリメートル以上のU型側溝又はL型側溝を設けるものとする。

(2) U型側溝を設ける場合にあっては蓋掛をするものとし、5メートルから10メートル毎にグレーチングを設けるものとする。

(3) L型側溝を設ける場合にあっては、概ね10メートル毎に集水ますを設けるものとする。

7 道路に設ける階段

(1) 道路は、階段としてはならない。ただし、通行上及び避難

上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (2) 階段を設ける場合にあっては、階段の幅員は4メートル以上、路面30センチメートル以上、蹴上げ高は15センチメートル以下とし、高さ3メートル以内毎に踏幅1.5メートル以上の踊り場を設け、原則として手摺を設けること。

8 行き止まりとなる道路

道路は、行き止まりとしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合で通行上及び避難上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 行き止まり先が公園、広場、転回広場等の公共の用に供する空地に接する場合
- (2) 行き止まり先の隣接地にその道路を延長して他の道路、公園、広場等の公共の用に供する空地の計画がある場合
- (3) 延長(既存の幅員6メートル未満の行き止まりの道路に接続する道路にあっては、当該行き止まりの道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。)が35メートル以下の場合

9 交通安全施設

- (1) 道路面と高さ1メートル以上の下法(自然法、人工法)を生ずる区間、その他線形、勾配等により必要と認められる区間には防護柵を設置する。
- (2) 道路交通安全上必要と認められる地点には道路照明灯、道路反射鏡及び点字ブロック等を設置するものとする。

10 道路占用

- (1) 道路の地下に水道管、排水管又はガス管等を埋設する場合、地表面から当該埋設物までの深度は、車道においては1.2メートル、歩道においては1メートルを標準とし、下水道管の本管を埋設する場合は、別途協議するものとする。
- (2) 電柱及び電話柱の設置については、道路の有効幅員外に設置するものとし、幹線道路については地中化を検討すること。

1 1 ずい道及び橋りょうの設置

ずい道及び橋りょうの構造については、その都度協議するものとする。

1 2 境界標識の設置

市に帰属する道路については、市が定める種類及び方法により道路境界標識を設置すること。

1 3 道路の付替え、廃止等

開発事業区域内の道路の付替え、廃止等については、当該道路の管理者と協議するものとする。

1 4 道路の安全対策

道路に接するがけ地等の安全対策として、防護柵を設ける等の適切な措置を講ずること。

1 5 工事復旧

工事により既設道路を破損したときは、事業者が責任をもって復旧しなければならないほか、工事車両が通行する道路について、工事前の状況を把握するため、あらかじめ写真撮影をしておくこと。

1 6 隣接市道の補修

開発事業区域に隣接する市道（三浦市認定外道路の管理等に関する条例（平成16年三浦市条例第16号）の適用を受ける道路を含む。）に破損している箇所又は未整備な箇所があるときは、必要に応じ、市長と協議の上、補修又は整備を行うこと。

1 7 その他の道路の構造

その他、道路の構造については、道路構造令（昭和45年政令第320号）等に基づいて施工すること。

1 8 道路の市への帰属

道路の市への帰属については、別に定める道路認定基準によるものとし、法令に定めるもののほか、必要に応じ市長と協議するものとする。

图 2

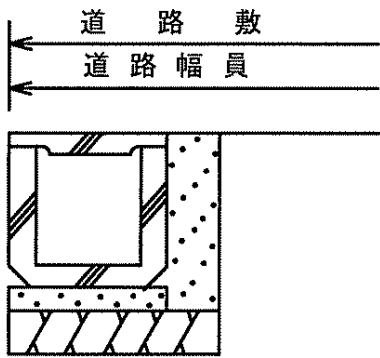


图 3

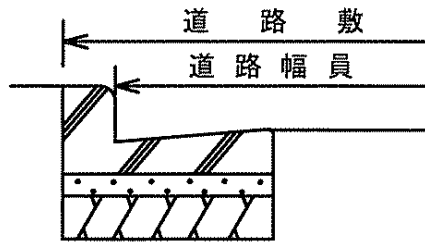


图 4

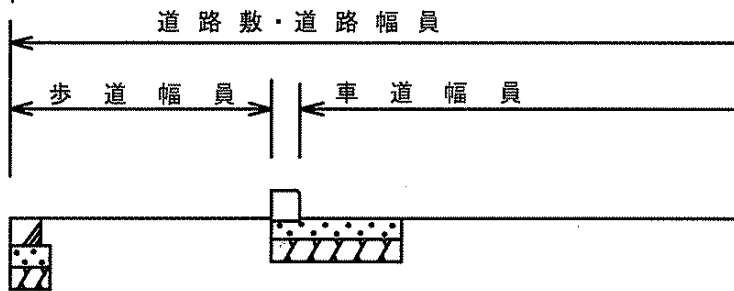


图 5

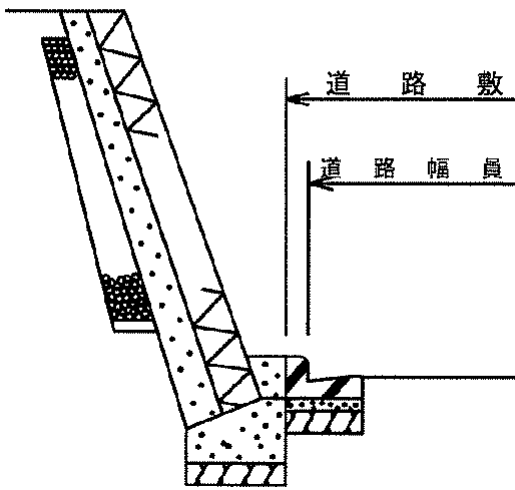


图 6

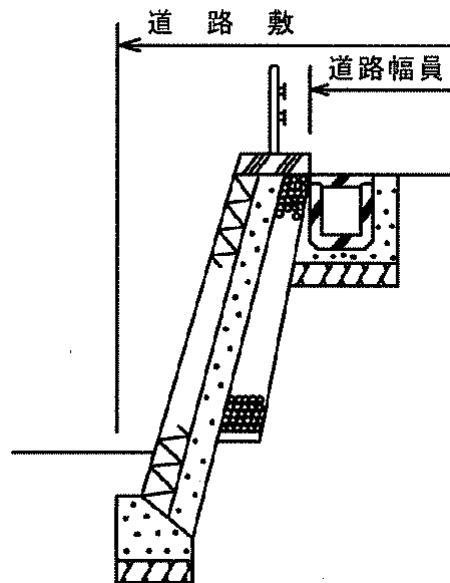
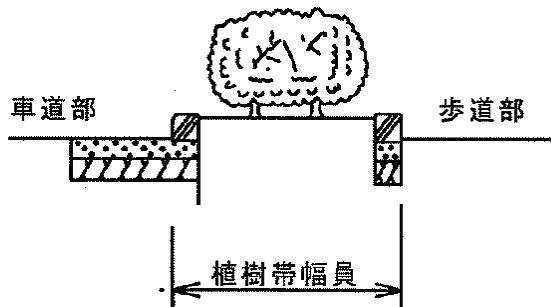


图 7



別表第11（第46条関係）

公園の整備に関する基準

1 公園の整備及び確保面積

予定建築物の用途が住宅である開発事業を行う場合には、開発事業区域の面積に応じ、次の表に定める公園の面積を確保しなければならない。

開発事業区域の面積	公園確保面積
3,000㎡以上 50,000㎡未満	開発事業区域の面積の3%以上
50,000㎡以上	開発事業区域の面積の3%以上かつ 1箇所300㎡以上

2 配置

- (1) 公園は、開発事業区域内に限らず周辺地域も含め住民が安全かつ利用しやすく日照を十分考慮した場所を選定するとともに、環境保全及び防災上の避難地として適合するよう配置しなければならない。
- (2) 公園の敷地は、著しい狭長及び屈曲がない正方形、長方形等の平坦地であること。
- (3) 公園に接する道路は、原則として歩道を有するものとする。
- (4) 障害者、高齢者等に配慮したものとし、詳細については市又は神奈川県の関係施策に従うこと。

3 遊具施設等

- (1) 公園内には、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設を設置すること。この場合において、施設の個数及び設置箇所については、別途協議すること。
- (2) 公園の出入口は原則として2箇所以上設け、主な出入口付近に公園名称を表示すること。
- (3) 公園名称については、市長の指示に従うこと。
- (4) 公園の周囲には、柵その他同等の機能を有するものを設置し、危険箇所については高さ1.2メートル以上とすること。

(5) 照明施設は、自動点滅装置付蛍光灯水銀灯とし、公園内の配線は、原則として地中埋設とすること。

(6) 公園内に設置する遊具施設等は、自然環境を考慮し、木製、塩害に強いアルミ製、ステンレス製等とすること。

4 公園の緑化

(1) 公園内は、広場及び遊具施設等の配置を考慮して、できる限り緑化すること。

(2) 植栽する樹木については、別に定める市域に適した樹木等に関する指針を参考とするほか、市長の指示に従うこと。

5 占用物件

公園内には、公園施設以外の施設を設置しないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

6 境界標識の設置

市に帰属する公園については、境界標識を設置すること。

7 公園の市への帰属

市に帰属する公園は、面積300㎡以上のものとするほか、公園の市への帰属については、法令に定めるもののほか、必要に応じ市長と協議するものとする。

別表第12（第51条関係）

汚水処理施設の整備等に関する基準

1 汚水処理施設の形態

汚水処理施設は、地下式又は半地下式とすること。

2 放流水の水質

汚水処理施設から排出される放流水の水質については、BOD（生物化学的酸素要求量）を1リットルにつき20ミリグラム以下とすること。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）により、これを上回る水質基準が定められ、又はBOD以外の項目について水質基準が定めら

れているときは、その水質基準に従うこと。

3 処理対象人員の算定

汚水処理の対象人員の算定は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2）によること。

4 汚水量の算定

汚水量の算定は、開発事業に係る住宅の建築にあつては、250リットル／人・日で計算し、住宅以外のものについては、市長と協議して決定すること。

別表第13（第53条関係）

区域内の排水施設の整備に関する基準

1 計画雨水量

(1) 計画雨水量は、次式によること。

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$$

$$I: \text{降雨強度(mm/h)} = \frac{5700}{t+40}$$

Q: 計画雨水量(m³/sec)

$$t = t_1 + t_2 \quad (t_1 = \text{流入時間} = 7\text{分}, t_2 = \text{流下時間})$$

C: 流出係数

A: 集水面積(ha)

種別	流出係数	種別	流出係数
屋根	0.90	緑地	0.20
道路	0.85	畑	0.60
不浸透面	0.80	勾配の緩い山地	0.30
田・水面	0.80	勾配の急な山地	0.50
間地	0.20		

その他の土地利用による流出係数の値は、別途協議をする。

(2) 排水管きよの流量計算は、次式によること。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

Q : 流量 (m³ / sec)

A : 流水の断面積 (m²)

V : 流速 (m / sec)

n : 粗度係数

種 別	粗度係数
硬質塩化ビニール管	0.010
鉄筋コンクリート管	0.013
コンクリート水路	0.015

その他の排水施設による粗度係数の値は、別途協議による。

$$R : \text{径深 (m)} = \frac{A}{P}$$

P : 流水の辺長 (m)

I : 勾配 (分数又は小数)

2 計画汚水量

(1) 計画汚水量は、家庭汚水量、工場排水量及び地下水量に区分し算出すること。

(2) 計画汚水量は、計画時間最大汚水量とすること。

別表第14 (第55条関係)

調整池の設置に関する基準

1 調整池の容量は、次式によること。

$$V = \left(\gamma_i - \frac{1}{2} \gamma_c \right) \cdot 60 \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

V : 調整池容量 (m³)

t_i : 任意の降雨継続時間 (min)

f : 流出係数

A : 集水区域面積 (ha)

γ_i : 任意の降雨継続時間 t_i に相当する降雨強度 (mm / h)

$$\gamma_i = \frac{5700}{(t_i + 40)}$$

γ_c : 許容放流量 Q_c に相当する降雨強度 (mm / h)

$$\gamma_c = \frac{360 \cdot Q_c}{f \cdot A}$$

Q_c : 許容放流量 (m³ / sec)

$$Q_c = q_c \cdot A$$

q_c : 許容比流量 (m³ / sec / ha)

2 オリフィスの放流量は、次式によること。

$$Q_0 = C \cdot A_0 \sqrt{2 \cdot g \cdot H_0}$$

Q₀ : 放流量 (m³ / sec)

C : 流量係数 (0.6)

A₀ : オリフィスの断面積 (m²)

g : 重力加速度 ($9.8 \text{ m} / \text{sec}^2$)
 H_0 : 孔口中心までの水深 (m)